

## 第1回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

○日時 令和5年4月26日（月）17：00～19：00

○場所 オンライン開催

○出席者 （50音順、敬称略）

### 構成員

石綿 はる美

大浦 俊哉

大久保 法彦

河島 貴子

佐藤 康憲

中村 みどり

橋本 和明

橋本 佳子

浜田 真樹

薬師寺 順子

吉田 恒雄

### オブザーバー

向井宣人（最高裁判所事務総局家庭局 第二課長）

佐藤隆幸（法務省民事局 参事官）

### 事務局

吉住啓作（こども家庭庁支援局長）

野村知司（こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当））

河村のり子（こども家庭庁支援局虐待防止対策課長）

### ○議題

（1）実務者作業チームの開催について

（2）一時保護の要件について

### ○議事要旨

○ 座長として橋本（和）構成員が選任された。

- 座長代理として吉田構成員が選任された。
- 事務局から資料の説明を行った後、出席者による意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。
  - ・ 従前において法の趣旨に照らして適切に実施されてきた一時保護が不当にできなくなるといったことはあってはならないと考えるが、今回の条文案を全体としてみたときに、そのような懸念はなくなってきたと前向きに評価している。
  - ・ 児童や親権者等からすれば、まだ起こっていないことや「おそれ」によって一時保護される可能性があるということには不安、懸念があると思う。そのような点に配慮してマニュアルを策定する必要があると思う。
  - ・ 資料5の「『内閣府令で定める場合』の条文案」第1号について、一時保護状の発付が認められる程度の「虐待を受けるおそれ」とは何かということが気になっている。
  - ・ 第1号の「虐待を受けるおそれ」といった将来予測を伴うものに関しては、裁判官の審査に資するように、その兆候となる事実とはどのようなものかをマニュアルに盛り込むとよいのではないか。
  - ・ 第4号及び第6号について、児童や保護者が意見等を表明する相手方は児童相談所職員に限定されず、例えば学校教員等も含むということでよいか。
  - ・ 第4号及び第6号にいう「保護」とはどのような意味か、明確に一時保護を求める場合のみを対象とするのか。
  - ・ 第4号について、児童自身が、本来安心・安全であるはずの家庭からの保護を求めているときは非常に危機的な状況にあると推測されるので、児童の年齢や能力などによって適用を制限しすぎないことが望ましいと思う。
  - ・ また、児童が、虐待加害者からの分離を求めているものの、携帯電話を使うことができないなどの一時保護によって事実上生じる制約から一時保護には消極的である場合についてはどのように考えるか。
  - ・ 第7号（児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれ）は、現在想定される事例を網羅的に定めた第1号から第6号でも対応できない事例が生じ得る場合に備えたものであることを踏まえれば、第7号は万が一の場合に限って使うものと位置付けられ、極力使われるべきではない。
  - ・ 第7号は、第1号から第6号とは基本的に位置づけが異なることを踏まえれば、第7号の文言が他号の解釈に影響を及ぼすものではないと考えられる。そのような条文の趣旨等をこども家庭庁において周知すべきである。
  - ・ 昨年度実施された「一時保護の実態調査」において、一時保護の理由として現場から上がった様々な事例が内閣府令各号のいずれに当たるのかを検討する必要があると思う。
  - ・ 例えば、入所中の施設から措置先を変更するために、一旦、一時保護に切り替えて里親委託や他施設への入所に向けたマッチングを行う事案などは、内閣府令各号の

いずれに当たるものと考えてなのか、現場向けに示してもらいたい。

- 児童相談所は、多くのケースを通じて得た経験、知見等から分析評価した結果を基に一時保護状の請求を行うことになると思うので、裁判官の審査において児童相談所の判断は相当程度尊重されることとなるのではないかと。マニュアルでもそうした児童相談所の着眼点が分かりやすく示されるとよいのではないかと。
- 一時保護に対する親権者等の不安や懸念への配慮が必要であり、そうであるからこそ、児童相談所長が自らの責任の下で一時保護の必要性があるかどうかを専門的に判断するということが今後一層重要になってくると思う。
- 一時保護時の司法審査においては、内閣府令案の柱書にある緊急保護又はアセスメント保護（短期入所指導を含む。）のいずれに当たるかを判断するのではなく、裁判官の審査対象となるのは、「内閣府令各号の該当性」及び「一時保護の必要性」であるということ、現場で誤解を生じないように、説明する必要があると思う。

以上